

社会福祉法人 千葉愛育会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉愛育会定款8条及び21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規程に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	3,000円	実費

2 評議員及び理事並びに監事が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	3,000円	実費

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円	実費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	7,000 円	3,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬及び旅費等の支給方法)

第6条 役員等の報酬及び旅費の支給方法は、理事会や評議員会等の出席、その他法人の職務を行った場合などすべてについて、その都度現金にて支給するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、理事会や評議員会等の出席以外の法人職務及び出張費用については、現金または当該役員等の同意を得て、本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座への振込みにより支払うことができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、正規の勤務時間外に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、この規程を適用することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理 事 長 業 務 報 酉 等 (日額)	3,000 円	実費	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	3,000 円	実費	
指導検査立会・運営状況指導 (日額)	10,000 円	実費	
監 事 監 査 指 導 報 酉 等 (日額)	10,000 円	実費	(処遇・運営)
監 事 監 査 指 導 報 酉 等 (日額)	20,000 円	実費	(会計)